第２回　鬼北町農業委員会総会　議事録

１．　開催日時　令和８年８月２１日（金）　午後１時３０分～午後２時２４分

２．　開催場所　中央公民館　３階　大会議室

３．　出席委員（１２名）

１	髙田　知宏	２	山口　幸男	３	篠崎　英明	４	芝　照雄
５	西村　重文					８	中平　悠太
９	清家　壽秋	１０	宇都宮　誠	１１	出口　篤夫	１２	西川　鈴香
１３	松浦　栄	１４	谷口雄記				

４．　欠席委員（２名）

６	山田耕二	７	赤松　仁				

５．　議事日程

日程第１　　議事録署名委員の指名について
日程第２　　議案第１０号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程第３　　議案第１１号　非農地証明願について
日程第４　　議案第１２号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について

６．　農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	葛本　八千代	主事	水代康成

７．　会議の概要

事　務　局	（司会進行）
会　　長	（会長挨拶）
事　務　局	（司会進行）
議　　長	ただいまの出席委員は１２名であります。 山田農業委員、赤松農業委員、斯波推進委員、杉本推進委員より欠席の連絡を受けております。 定数に達しておりますので、これより第２回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議　　長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。
議　　長	日程第１　「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第３９条の規定により、本日の議事録署名委員に３番　篠崎　英明　委員、４番　芝　照雄　委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議　　長	続いて日程第２　議案第１０号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議　　長	順位１番について、髙田知宏委員より説明願います。
髙 田 委 員	議席番号１番　髙田です。 議案第１０号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位１番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第１０号　順位１番　説明】
髙 田 委 員	８月１７日に譲受人、二宮推進委員、事務局２名、私の計５名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第１０号　順位１番　説明】
髙 田 委 員	以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議　　長	ただ今、髙田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
西 村 委 員	はい。
議　　長	西村委員。
西 村 委 員	仮議席番号５番　西村です。なんですかね仮議席。
事　務　局	それは、あの。

西村委員	分かってますけど、わざとにこう言いました。私のが仮議席番号になってますので。申し訳ございません。この○○さんですかね、作付面積野菜になってますけど、何を作られるんですかね。それと、面積３反野菜。トラクター、草刈り機、管理機これで野菜が、はいお願いします。
議長	髙田農業委員。
髙田委員	議席番号１番　髙田です。作るものは、玉ねぎとカラシナを作ると聞いています。来年は青唐辛子をするかもしれないと言っていました。
議長	いいですか、西村委員。
議長	西村農業委員。
西村委員	トラクターで畝上げなどができる機械をお持ちなんでしょうかね。玉ねぎなどであれば畝上げが必要ですので、それは確認をされたんですか。
議長	髙田農業委員。
髙田委員	議席番号１番　髙田です。農機具等の確認はしていませんけど、現地は綺麗に起こしてはありました。
議長	西村農業委員。
西村委員	起こされたというのは分かるんですけど、そういう作業は手作業ではできないと思うんですよ。そういう確認をされたんでしょうか。機械の確認は。手で全部やられるわけではないと思うんですよ。できないとおもうんですよ。皆さん野菜作られとる方、思うんですけどトラクターで畝上げは機械がないとできないと思うんですね。手で全部上げるんじゃないと思うんですけど。そういう確認はされたんでしょうか。
議長	髙田農業委員。
髙田委員	機械の確認はしていません。
議長	西村農業委員。
西村委員	西村です。たびたび申し訳ございません。現在も作られておられるんでしょうか。野菜。
議長	髙田農業委員。
髙田委員	髙田です。現在は青唐辛子をどこかで作っているという話はしていました。○○さんのお父さんが○○という名前でやっているみたいで、柚子をやっているので、それを引き継いでやるという話でした。
議長	西村農業委員。
西村委員	たびたび申し訳ございません。西村です。職業を見ると会社役員となっていて、年間１５０日従事すると書いてあるんですけど、会社役員でありながら１５０日出てやれるのか、一人が。そういう確認もされましたか。

議　　長	髙田農業委員。
髙 田 委 員	そういう確認もしておりません。
議　　長	事務局。
事　務　局	会社役員で１５０日の農業従事ができるかという西村委員のお話ですが、前にもこの話はありまして、１回田んぼでも水を見に行って水の管理をすれば、そこは１日カウントできますよという話をこの農業委員会ではいたしました。１日の計算を、労働時間８時間とか７時間とかいう計算で起こしてこの農業委員会の中で審議するという話ではなくて、３６５日の中の１５０日は、その農地を見に行くとか、耕作をするとか、収穫をする作業をするという話で、この中では話し合ったところでございます。ご理解いただきたいと思います。
議　　長	西村農業委員。
西 村 委 員	すみませんたびたび。そういう議事は全部読んでおります。過去４年間の議事は全部確認しております。ただ、それにかかる日数というのは、県の指導なんかも全部見ております。それに当てはめて、今日初めて何を作るかをお聞きした中での話なので分かりませんけど、１日５分でも出たら１日という話は、過去令和５年からの議事録を全部読ませていただいておりますので分かっております。そんな心配いりません。ただ、今日初めて何を作るかという野菜の名前が出ましたのでそれを聞きたかったことと、その機械が実際にあるかないか、これは分かりません。畝を上げたりする機械を実際に見られたかどうか。手ではできませんので、そういう確認をされないと判断できません。それを言いたかったんです。自分の目で確かめていただかないと、安易な考えで許可はできないと私は思います。いかがなものでしょうか。
議　　長	この件について他にご意見ございませんか。
議　　長	皆さんにお諮りしたいんですが、今西村委員が言われたとおり、手作業では無理ではないかということになれば、許可ということにはならないと思いますが、そこら辺を他の委員の中でもご意見をお願いしたいんですが。
出 口 委 員	議長。
議　　長	出口農業委員。
出 口 委 員	議席番号１１番　出口です。実際に２年ぐらい前に、〇〇の元の社長、今は会長だろうと思いますが、うちに来られまして、青唐辛子を作ってもらえないかというご相談がありました。それで、うちは１人でやっているので手がいっぱいなんで受けることはできないということで、実際に今、日吉でも受けてやる人もおります。前の推進委員の〇〇さん。足らないので徳島から入荷しているらしいんですけど、手を広げられて自分で作ろうかと

	いうことになったのではなかろうかと想像するんですよ。それでトラクターではできないというお話もあったんですけど、実際に自分はトラクターで起こして、あとは管理機で逆転させて溝を立てて野菜は作っております。できるんじゃないのかとは思います。以上です。
議　　長	他にございませんか。
議　　長	西村農業委員。
西村委員	そしたら、なぜここに管理機もあって、やられるとるんだったら、管理機も一緒に確認をしたという記載がないんでしょうか。だから実際に分からないですよ。
議　　長	髙田農業委員。
髙田委員	１番　髙田です。今回は農地の売買ということなので、農地は見に行くんですけど、さすがにその人が野菜を作れるかどうかの確認までは行っていないので、農地の確認だけしかしていません。
議　　長	西村農業委員、管理機の記載が資料の中にあるのですが。
議　　長	西村農業委員。
西村委員	たびたび申し訳ございません。そしたら、一番最初のとこの確認事項の許可条件の一番下の欄は何のためにあるんですか。チェックしなくていいんですか。現地調査にてというところ。事務局だけが丸をつけて、農業委員さんのところは一切書かなくていいということですね。そういう判断でよろしいんでしょうか。
西村委員	すみません、もう一つ。
議　　長	西村農業委員。
西村委員	以前、直接事務局にお願いしたんですが、農業委員さんや推進委員さんのチェックが入っていないんですけど、総会が始まる前に直接農業委員さんが行かれたら、差し替えでもいいですからそのチェックを入れてくださいとお願いをしたことがあります。一切チェックは入っていません。確認をしたのであれば、ここの差し替えでもいいから、農業委員さん、推進委員さんのチェックを入れて差し替えてくださいとお願いいたしました。何度も言いました。それもできないんですかね。
議　　長	事務局。
事務局	今の西村委員のご意見ですけれども、先ほど会の始まる前に水代の方から、このチェック表を見ながら確認の丸をつけてくださいとご説明をさせていただきました。確かに差し替えという方法もあるんですけれども、少しでも経費の削減ということもあり、丸をつけるのは同時に確認をするだけになりますので、できれば確認をしながら、聞き取りをしながらしていただ

	けたらということで、今までも今回からも同じような方法で、聞き取り、ご意見を聞いてもらって丸をつけていただきたいということで、会の始まる前にご説明をさせていただきました。以上です。
議　　長	西村農業委員。
西村委員	たびたびすみません。５番の西村です。たったこれだけの人数で差し替えではなくて経費の削減ですか。それさえできないんですか。それだけ大事ですか経費の削減が。これだけの人数分で経費の削減ですか。大事な書類じゃないですか。
議　　長	事務局。
事務局	差し替えをする方法でも皆さんのご意見をお伺いしても構わないんですけれども、総会の資料につきましては個人情報も入っておりまして、総会ごとに、総会が終わったら不要ということで、その日のうちに処分される方もおられますので、そういったことも踏まえて、特に差し替える必要はないのではないかとこちらでは考えておりますが、任期中ずっと保管をしていただいて使われるということであれば、差し替えする方向で検討することは可能だと思います。
議　　長	西村農業委員。
西村委員	そしたらこの全部の資料、それだけ言われるんやったらその日に全部回収したらいいんやないですか。
議　　長	西村農業委員、ちょっといいですか。今は３条の件で審議しているので資料は今後検討はしますが。
谷口委員	１４番　谷口です。　資料の件につきましては、当日、僕の場合ですよ、事務局に一応最初に丸つけてもらっています。事務局にこれで問題ないですかということで、最終的に判断を仰いでそういう意味で僕は印はつけていません。事務局と同じ意見であるという中で、皆さんにもご報告していますし、私が付け加えるところは付け加えると。当然いろんな資料を皆さんにお渡ししていますが、それに付属するようなことにつきましては、私は現地に行ってきていますし、皆さんも今までやってきたように思います。それで問題は発生してきていませんので、今のところですよ。これから西村委員が心配されるように色々と問題が発生する時があるかもしれませんけど、それに備えて色々やっていくことは大切ですけど、ただ、１つのことにこだわって、例えば今の３条の件に関して審議したいんですが、その資料の中身のことについては、要するに道がちょっとずれてきたのではないかなと思いますので、先ほど髙田農業委員が言われたようにこの調査が不十分であれば、再度、次回審議ということにしてはいきたいとは思います。ただ、農業委員会が１ヶ月遅れるということは、その人にとっては非常にデメリットというか、そういうことが多いと思うんですね。なるべくその

	月の議案についてはその月に解決していきたいなということで、今までも暗黙の申し合わせの中でやってきたつもりでおりますので、そこら辺はご理解いただきたいなと思っております。私の考え方が間違いかもしれませんが、改めてそういう方法で進みたいなと考えております。
議　　長	西村農業委員。
西村委員	それだったら、今日の総会で発言をしたことだったら、差し替えは１枚だけです。本当にどうですか。
議　　長	この差し替えのことについてのご意見ですか。それとも全部でしょうか。全部でしたら、納得しないというご意見がおられるということで、今回は次回の審議に持っていくということになりますが。
議　　長	申し訳ありません、間違えました。元に戻ります。今、西村農業委員が言われたように資料の差し替えをしてくれ、自分でチェックをしてない。今回つけていますので、その件に関してちゃんとつけるように、ついていない分については差し替えもしてくれということですが、そこら辺は挙手でいいですかね。
議　　長	西村農業委員。
西村委員	たびたびすみません。今、出口委員が言われたように、本人さんが機械を確認されているというご意見でしたので、私はそれについては何も言いませんけど、本来は髙田委員が言われなかったけど、出口委員より確認をとれましたので私は何も言いませんけど。本来なら髙田委員が出られてそういうチェックをしなければならない。それをちゃんとここでチェックを入れたのをこの場に出すようにお願いしたい。そうしないと意味がありませんので。
議　　長	分かりました。
西村委員	それで言うたように野菜についてもちゃんと何を作るのかということをちゃんと（聞き取り不能）いただいて。そういうことの確認をしないといけないと思います。以上です。
議　　長	それでは、西村委員に聞きますが本日この件は皆さんにお諮りしてもよいということですね。
議　　長	西村農業委員。
西村委員	今、野菜の名前が出ましたので、日数的な問題とか、どうも今確認ができないですね。資料は私は今しか見られませんので、日数的なことがこの辺分かりませんので、今からすぐに答えを出すことができませんので、確認はできません。あとは皆さんの判断にお任せします。ただ、私はこの時点では判断ができませんので、棄権いたします。反対をいたします。
議　　長	採決に入りますが、その前に１つだけ、先ほど西村農業委員が言われたとおり、この様式につきまして差し替えをしようと思われる方につきまして

	は挙手をお願いします。
上甲委員	差し替えとはどういうことですか。
議　　長	資料をご覧いただいたら、事務局は丸がついております。その隣の農業委員、推進委員の欄については空白になっている部分ですが、そこの部分をちゃんとチェックを入れたものにしてもらって、今回はこの資料ではなく新しい資料を皆さんにお渡しするということです。差し替えというのはこういう意味です。皆さんに資料を送っています。その資料と違う資料になった場合については入れ替えてくださいということです。
議　　長	宇都宮農業委員、手を挙げておられましたか。
宇都宮委員	最初から丸をつけておいたらいいんじゃないですか。
議　　長	そういうことです。要するに皆さんがお聞きになった時に、判断された中でオッケーであれば丸をつけてもらったらいい。それだけの手間をやってもらっていたら、差し替えする必要はないということです。
議　　長	差し替えた方がいいと思われる方については挙手をお願いします。そうでなくて、今まで通りここが空白でも構わないという方につきましては、このままで出しますが、その代わり皆さんがチェックを入れておいてください。
各　委　員	(挙手)
議　　長	そしたら、差し替えなくても問題ないということですね。皆さんがちゃんとチェックを入れてもらったら、別に差し替える必要はないということです。
宇都宮委員	いいですか、１０番　宇都宮です。ここの農業委員、推進委員については担当者が決まっているわけですよね。担当者の判断は事前にあるわけですから、つけておくべきだと思います。今空白にしているということは担当委員さんの説明を聞いてチェックするということですよね。必要がないのではないでしょうか。担当以外の農業委員は。
事　務　局	皆さんに資料をお配りする段階では、まだ現地確認を行っていませんので、職員だけ先に現地確認をさせていただいて、資料を見ていただいた後に現地確認を一緒にしてから、この日を迎えますので、１回目の最初の時にはまだ見ていただいていないので入れることができません。見る前に入れることができませんので、今までそういうやり方をしてきております。ですので、先ほど議長が申し上げたように、入れたものを作って当日差し替えをするかどうかというのをお伺いさせていただいたというところでございます。
議　　長	清家農業委員。
清家委員	議席番号９番　清家です。現地確認をして、ここで委員が発表したという

	ことは、農業委員も推進委員も了解して丸なんですよ。新たに丸をつけるというのは物理的な作業だけであって、実際は丸をつけたのと同じ状態になっているので、そこにこだわる必要はない。丸がもう最初からついているのと一緒です。私の考え方はそういう考え方です。
議　　長	僕もそう思って先ほど言ったんです。要するに事務局と同じ意見だから空白になっていても別に、報告した段階で、そこの現地に行った人間というのはみんな問題がなかったと。問題があれば、そこのところを確認した人が指摘するはずですので、事務局とここは違うんじゃないかと、事務局と違う見解が出たところもあるかもしれませんけど、それがないということは、別に問題なしで事務局の判断で良かったんじゃないかなという考え方に立った方が、僕はスムーズで、別に新しい資料とかを入れて差し替える必要もないんじゃないかなと思って、先ほど僕は言わせてもらいました。どちらにせよ差し替える必要はないということで、
議　　長	西村農業委員。
西村委員	何度も言いますけど、今私が言ったように、ここの方が現地調査をしていないわけですよね。事務局は。２番なんか、３番なんかチェックが入ってないわけですよ全く。聞き取るだけでやっているわけで、２番の現地調査にて確認する事項というのは、全く事務局は事務だけで済ましているわけですね。ですよね。だから、そういう確認を現地でしてくださいとお願いしたんですよ。実際に目で見て、その確認を農業委員さんとか推進委員さんでしたものを、ここにチェックしてくださいとお願いしています。それをチェックしたものを出してくださいねとお願いしております。そしたらそんなに言うんやったら書く必要ないんやない。除けてしまったらどうですか。除けてしまえばいいんじゃないですか。
議　　長	髙田農業委員。
髙田委員	議席番号１番　髙田です。この２番の現地調査にて確認することというところなんですけど、第２項第１号の全部効率利用要件というところは、聞き取りをして適ですとさっき言ったので丸です。その次の第２項第４号というところも、私は適ですと言ったので丸です。それで３個目の第２項第６号も、私は適ですと言ってので丸です。以上です。ただ、機械の確認だけは取れていないというだけです。
議　　長	事務局。
事　務　局	確認表なんですけれども、（１）番については事前の書類確認がメインです。書類で確認することが（１）番と、あと現地に行って現地の場所を確認します。（２）番は委員さん方と現地調査にて確認する項目になりますので、この書類を委員の方々に送付する際にはまだ確認をしておりませんので、書類のみの確認なので、（２）番につきましてはどの項目についても記入する

	ことができません。以上です。
議　　長	西村農業委員。
西村委員	確認をしたのだったら、この分だけ確認したという処理で残してくださいとお願いしただけのことです。口頭で言わず書類で残してくださいや。だから、そう差し替えて出してください、確認しましたということです。
議　　長	それでしたら、髙田委員が今言われたとおり、その時に皆さんが、資料を残す人は丸をつけて帰る。資料が要らない人はその時点で報告された内容で承認されているので、そういう形で機会があるんだから、その時にチェックしたらいいじゃないですか。
西村委員	事務局の（聞き取り不能）にせんでくださいや。ちゃんと記入欄があるのだからちゃんとしたらいいじゃないですか。出したら。いけんのですか。
議　　長	西村委員にはお願いしたんですが、なかなか難しいようですので、次回からそしたら（２）番の下の３つですね、皆さんがチェックを入れることで、その時の現地確認で事務局は間違いないので丸、それから（２）番以降につきましてはその時確認したことで、担当の農業委員の方、推進委員の方で問題がなければ丸を入れてもらったら、事務局が出すということにしますので、そのようにさせてもらいます。そうせんと話が前に進まんでしょ。皆さんほとんどの方がいらんと、別に今まで通りでかまんと言われたんですが、どうしても難しいようですのでそうさせてもらいます。いいですか西村農業委員。
西村委員	はい。
議　　長	他に質疑ございませんか。
	（質問、意見等なし）
議　　長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第１０号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位１番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	（挙手）
西村委員	（棄権）
議　　長	異議なしと認めます。 よって、議案第１０号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位１番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
宇都宮委員	ちょっといいですか、議席番号１０番　宇都宮です。この内容ではないんですけど、先ほど、今回の場合は機械とかそこを確認していないと言われたんですけれども、我々の役割として、確認に現地に来た時にどこまでのことをするのか、ちょっと初めてなんです。今、西村委員が言われた、実際に畝上げができるのか、そういったところまで具体的に確認していく必要

	があるんですか。
議　　長	事務局。
事　務　局	現地調査の際にどこまで確認するかということですが、まず、この総会資料で添付している確認表の（２）番ですね、下の現地調査にて聞き取りし確認する事項の欄に、保有している機械の能力など、その作業に従事する家族であったり、あとは従事日数であったり、周辺地域の農地や農業に影響を及ぼさないかなど、ここに書いてあることなどを聞き取っていただきます。また、皆さんにはその現地調査の進行原稿を農業委員さんの方にお配りしておりますので、そちらの原稿を見ていただきながら現地調査を進めていただけたらと思います。その原稿の中に聞き取る内容なども記入しておりますので、以上です。
宇都宮委員	この確認表にトラクターとかが書いてありました。今回は申請書に書いてもらった、自分が保有している機械ということでしょうか。
事　務　局	これは現地確認の結果です。
宇都宮委員	であれば、今回はここが確認されていないということでしたら、そこまでしなくていいのか、全てするのか、そこはどうなんでしょうか。
事　務　局	ですので、先ほど髙田委員が報告されている時に、丸をつけながら記入していただけたらと思います。
宇都宮委員	ですから、先ほど農機具の方は確認されていないと言われました。
事　務　局	現地調査ではその時確認をされなかったかとは思いますが、申請書の方を見ていただけたらと思います。
宇都宮委員	現地ではしなくていいということですか。
事　務　局	いえ、現地ではしていただきたいです。
議　　長	初めての方につきましてはなかなか慣れない間があると思いますので、その時には事務局に聞いてもらえたらと思いますので、そう心配することはないと思います。あとは申請書に、いろんな持っているものとか、どういう風にやるとかいうことは書いてありますので、そういうところで自分が疑問に思われたところをお聞きになって書いておられたら、余分なことはないかなと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
議　　長	改めまして、異議なしと認めます。よって、議案第１０号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位１番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議　　長	続いて日程第３　議案第１１号「非農地証明願について」を議題といたします。
議　　長	順位１番について、篠崎英明委員より説明願います。

篠 崎 委 員	議席番号３番　篠崎です。 議案第１１号「非農地証明願について」、順位１番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第１１号　順位１番　説明】
篠 崎 委 員	８月１７日に申請人代理人、清家農業委員、橋本推進委員、事務局２名、私の計６名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第１１号　順位１番　説明】
篠 崎 委 員	以上により、順位１番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議　　長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	（質問、意見等なし）
議　　長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第１１号「非農地証明願について」、順位１番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各　委　員	(挙手)
議　　長	異議なしと認めます。 よって、議案第１１号「非農地証明願について」、順位１番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議　　長	続いて日程第４　議案第１２号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
議　　長	それでは順位１番から１０番について事務局より説明願います。
事　務　局	ご説明いたします。 読み上げる項目につきましては順位の番号、中間管理権を設定する者の大字名と氏名。利用権の設定を受ける者の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第１２号順位１番から１０番まで説明】
事　務　局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議　　長	ただ今、順位１番から１０番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議　　長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第１２号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定

	による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位１番から１０番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。
各　委　員	(挙手)
議　　長	異議なしと認めます。 よって、議案第１２号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位１番から１０番は原案のとおり決定させていただきます。
議　　長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議　　長	以上で第２回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	３番
	４番